

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

---

本市では、平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間を期間とする、第三次長野市健康増進・食育推進計画「ながの健やかプラン 21」（以下「前計画」という。）を策定し、市民の健康の保持・増進に関する施策を推進してきました。

前計画策定時の本市の背景としては、男女ともに平均寿命と健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）は伸びているものの、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡が多く、また、糖尿病のリスクが高い、いわゆる「糖尿病予備群」の割合が全国より高いことから、少子・高齢化が急速に進む将来を見据え、生活習慣病の重症化を防ぎ、生活習慣病による死亡を回避することが課題でした。

そのため、具体的には、基本的な生活習慣の改善及び疾病の発症予防、重症化予防の徹底を図るとともに、地域のつながりの強化や関係機関・団体との連携を深めることにより、健康を支え、守るための社会環境を整備し、健康寿命の更なる延伸を目指して、各種施策を展開し実行してきました。

前計画の最終年度となる令和 5 年度に実施した同計画の暫定的な評価の結果から、糖尿病に関しては、前計画期間中の健診受診者の結果の推移をみると、正常値の該当者と治療中の人の割合が増え、「糖尿病予備群」の割合が減少しており、健診データに基づく保健指導等の取組の成果が表れています。

一方で、男性では健康寿命の増加が平均寿命の増加を上回っていますが、女性では平均寿命は増加したものの健康寿命は短縮しています。

また、75 歳未満のがん年齢調整死亡率が増加傾向にあるほか、高血圧やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の割合はこの 6 年間で上昇がみられ、内臓脂肪蓄積による動脈硬化や循環器疾患のリスクが高まっていることが明らかとなっています。

そして、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、これまでの働き方や生活様式が見直されるなど私たちを取り巻く環境が変化し、運動習慣や食習慣の変化など、健康への影響も懸念されています。

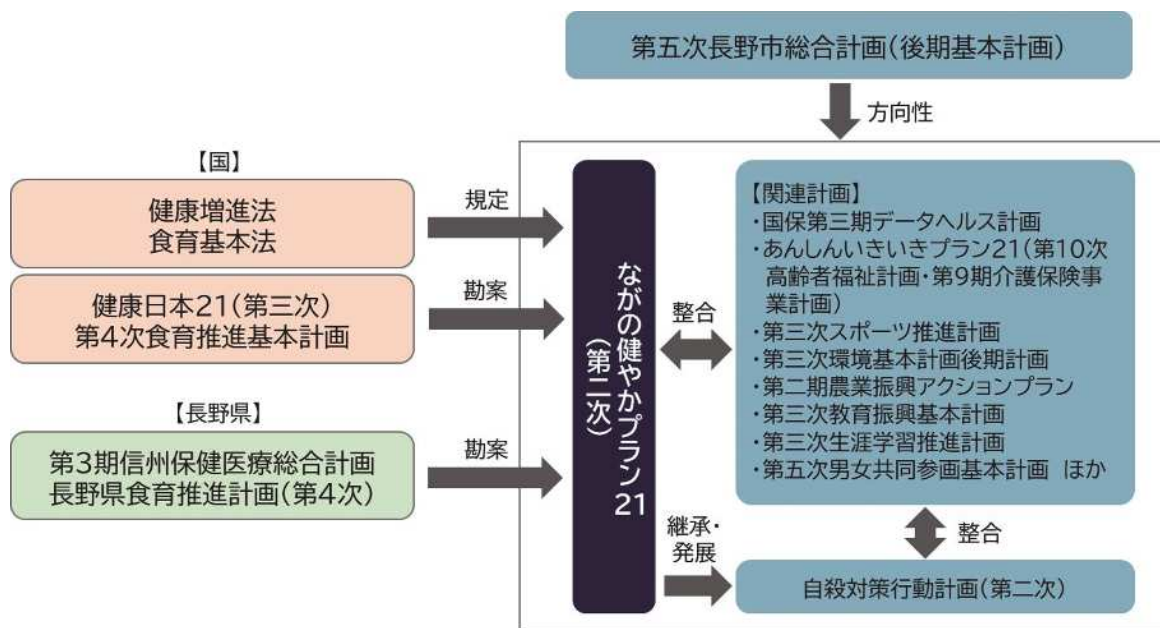
そこで、こうした社会情勢の変化や本市のこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、全ての市民が健やかで心豊かな暮らしを実感できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「ながの健やかプラン 21（第二次）」を策定します。

## 2 計画の位置付け

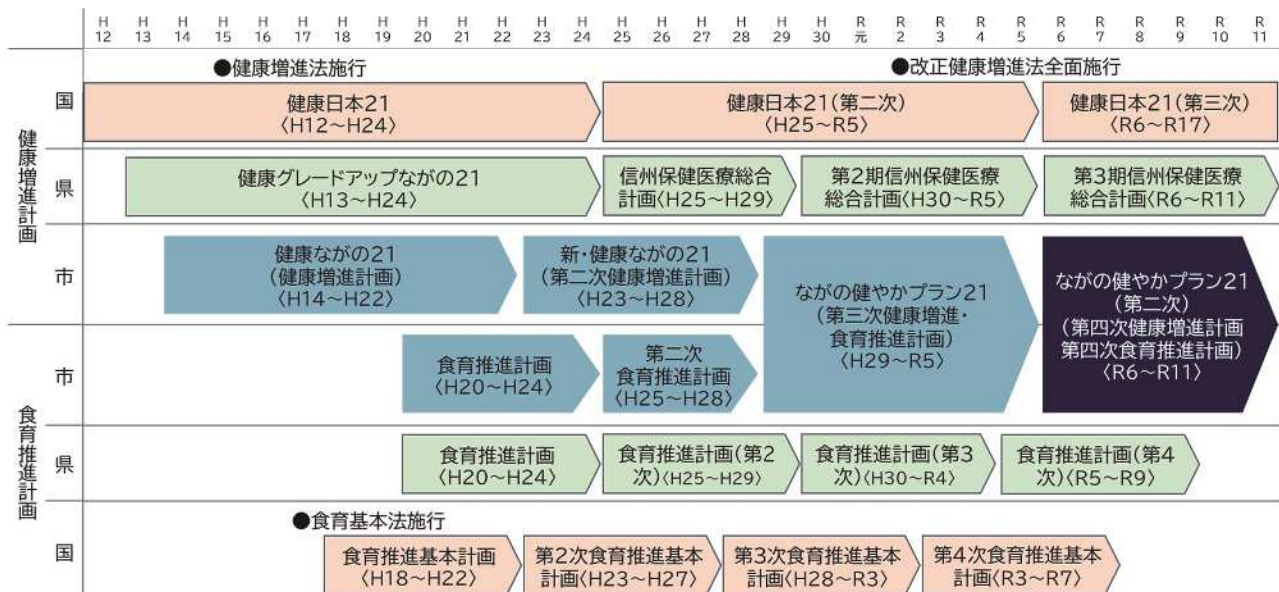
### (1) 法的な位置付け

健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画（市民の健康づくりを支援するための基本的な指針）であるとともに、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画（健全な食生活を実践するための基本的な指針）に位置付けます。

健康増進法第7条第1項に規定される基本方針の理念に基づく、国の「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」等を勘案した計画とするとともに、第五次長野市総合計画の分野別個別計画（保健・福祉分野における健康づくりの基本指針）とし、関連する計画との整合を図ります。










参考：国・長野県・本市の健康増進計画と食育推進計画の策定経過等



## (2) SDGs の視点

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の趣旨を理解し、国際社会全体の課題解決のため、SDGs 達成に向けた取組を推進しています。本計画も SDGs の視点を取り入れて施策を推進し、17 のゴールのうち主に次のゴールに取り組んでいきます。

	目標 2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 4（教育）	すべての人への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標 10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

参照：国連「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」仮訳

## 3 計画の期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

社会状況等の変化や国の制度の変更、計画の進捗状況などにより、期間中でも必要に応じて内容の見直しを行います。

## 4 計画の策定体制

学識経験者、関係団体代表者、公募委員で構成する「長野市健康増進・食育推進審議会」に諮問し、本計画の内容について審議を行いました。

計画の原案については、長野市保健所内に「策定プロジェクトチーム」を立ち上げて、検討・立案を行い、庁内の関係課により構成する「長野市健康増進・食育推進委員会」において協議を行いました。

また、市民意見等の募集（パブリックコメント）を実施するとともに、関係団体で構成する「ながの健やかプラン 21 推進市民の会」との連携により、市民意見を反映させて策定しました。

※計画策定の経過を、資料編 4 に掲載（P143）